

## 公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	新潟市旧齋藤家別邸		
管理者名	旧齋藤家別邸運営グループ	指定期間	令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日
担当課	中央区役所 地域課		
所在地	中央区西大畑町576番地		
根拠法令			
設置条例	新潟市旧齋藤家別邸条例		
施設概要	施設面積 敷地面積：4,549.93㎡ 施設内容 建物：木造2階建て 延床面積：762.39㎡ 一階大広間、一階座敷、西の間、土蔵、配膳室、二階大広間、二階座敷、茶室 東の間、交流スペース他 庭園（平成27年3月国名勝指定）		

施設設置目的	
近代の新潟を代表する豪商の別荘である旧齋藤家別邸を、みなとまちで育まれたもてなしの文化を体感できる場として活用し、かつて柳都と呼ばれた新潟の繁栄ぶりを市内外に発信することにより、市民文化の向上、観光交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的とする。 <b>【新潟市旧齋藤家別邸条例第1条（設置）】</b>	
管理・運営に関する基本理念、方針等	
新市旧齋藤家別邸（以下「旧齋藤家別邸」という。）は、新潟市旧齋藤家別邸条例第1条（設置目的）に基づき、近代の新潟を代表する豪商の別荘である旧齋藤家別邸の庭園と建物を公開し、みなとまちで育まれたもてなしの文化を体感できる場として活用することで、かつて柳都と呼ばれた新潟の繁栄ぶりを内外に発信し、もって市民文化の創造、観光交流の推進及び地域の活性化を図ることを目的としています。 また、旧齋藤家別邸は、平成27年3月より旧齋藤氏別邸庭園として国名勝指定を受けている施設なので、施設の歴史的・文化的な価値を十分に理解し、文化財保護法に係る法令・例規等の施策に準じると共に、平成29年3月に策定した「名勝 旧齋藤氏別邸庭園保存活用計画」を尊重し、適正に管理運営することが求められます。 優良な指定管理者に管理運営させることで、多様化する市民ニーズに柔軟に対応し、本施設の設置目的をより効果的・効率的に達成することを基本方針とします。	

視点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※
市民	提供サービスの情報発信	当館のイベント情報をホームページ等で月6回以上発信するものとする			
	施設利用度	来館者数の年間目標値を40,000人とする			
	自主事業の実施	設置目的に合致した自主事業を年間20回以上開催するものとする			
	利用者の満足度	来館者アンケートを実施し、全体評価で「良い」「とても良い」が90%以上頂けるよう努める			

	苦情・要望に対する対応	来館者からの苦情・要望については、3営業日以内に回答するものとする			
	ボランティアの活動	館の運営にボランティアのサポートは不可欠であることから、1人当たりの活動回数を年間10回以上とする			
財 務	管理運営経費の妥当性	管理運営経費を事業計画予算額以下とする			
	市の歳入の増加	年間目標収入額を6,500千円以上とする			
業 務	日常連絡の適切さ	情報の共有を図るため報告、連絡、相談を適時行うものとする			
	改善を必要とする際の対応の迅速さ・適切さ	改善勧告等を受けた場合は、速やかにそれに対応するものとする			
	他施設との連携	地域の活性化に努めるため、他施設との連携事業を年間10回以上開催するものとする			
	安全責任者の配置と安全確保体制の確立	消防法の規定に基づく火災訓練を年2回以上実施するものとする			
	当該施設の管理に係る関係法令の遵守	各種マニュアルの点検・拡充を行うものとする			
	業務仕様書等に定める事項の遵守	その他業務仕様書等に定める事項の遵守			
人 材	配置人員条件の充足	利用者へのサービス提供に支障ない人員体制を確保するものとする			
	職員・ボランティア研修の実施	職員及びボランティアのステップアップ研修を年間6回以上実施するものとする			

【評価基準】

- A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている
- B: 要求水準(評価指標)が達成されている
- C: 要求水準(評価指標)が達成されていない

指定管理者記載欄 (アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

所 管 課 に よ る 総 合 評 価 ( 所 見 )